## 罰則の強化

		法定刑	同種法律における類似既定の罰則			
	<b>行為</b>		行政機関個人情報保護法· 独立行政法人等個人情報 保護法	個人情報保護法	住民基本台帳法	その他
1	個人番号利用事務等に従事する者が、正当な理由なく、特定個人情報ファイルを提供	4年以下の懲役or 200万以下の罰金or 併科	2年以下の懲役or 100万以下の罰金	_	_	
2	上記の者が、不正な利益を図る目的で、 <mark>個</mark> 人 <mark>番号を提供又は盗用</mark>	3年以下の懲役or 150万以下の罰金or 併科	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	-	2年以下の懲役or 100万以下の罰金	
3	情報提供ネットワークシステムの事務に従 事する者が、 <b>情報提供ネットワークシステム</b> に関する秘密の漏えい又は盗用	同上	-	-	同上	
4	人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は、財物の窃取、施設への侵入等により個人番号を取得	3年以下の懲役or 150万以下の罰金	-	-	-	(割賦販売法・ クレジット番号) 3年以下の懲役or 50万以下の罰金
5	国の機関の職員等が、 <mark>職権を濫用し</mark> て特定 個人情報が記録された <b>文書等を収集</b>	2年以下の懲役or 100万以下の罰金	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	-	-	
6	委員会の <mark>委員等が、</mark> 職務上知り得た <mark>秘密を 漏えい又は盗用</mark>	同上	_	_	1年以下の懲役or 30万以下の罰金	
7	委員会から命令を受けた者が、 <b>委員会の命</b> 令に違反	2年以下の懲役or 50万以下の罰金	-	6月以下の懲役or 30万以下の罰金	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	
8	<b>委員会による検査等に際し、</b> 虚偽の報告、 虚偽の資料提出をする、 <b>検査拒否等</b>	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	-	30万以下の罰金	30万以下の罰金	
9	偽りその他 <b>不正の手段により個人番号カー</b> ドを取得	6月以下の懲役or 50万以下の罰金	-		30万以下の罰金	